

鹿屋市

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

概要版



平成27年3月



鹿屋市

基本理念

計画の目的

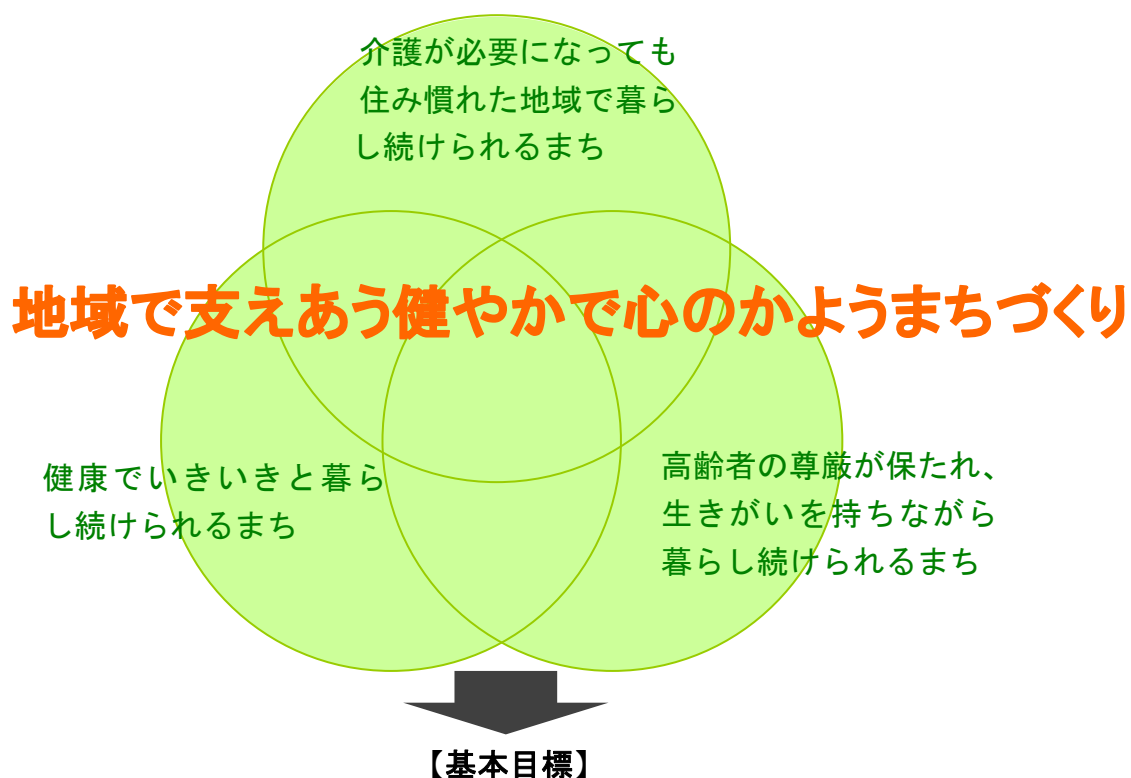
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的に切れ目なく提供する「地域包括ケア」の更なる充実・強化を目指し、2025年問題、医療・介護における制度改正等を十分に踏まえ、高齢者を取り巻く地域の状況等を反映させることにより、その地域に応じたサービス提供体制の実現が図られるよう計画を策定しました。

計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間です。

基本理念と基本目標

【基本理念】



基本目標1

生きがいのある健やかなまちづくり

基本目標2

住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまちづくり

基本目標3

安全・安心で高齢者にやさしいまちづくり

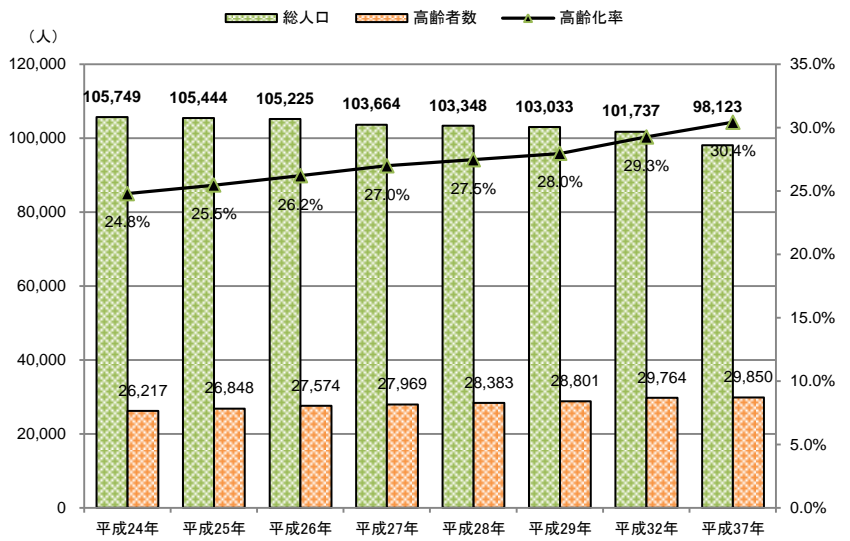
基本目標4

高齢者の暮らしを支えるまちづくり

人口及び被保険者数の推計

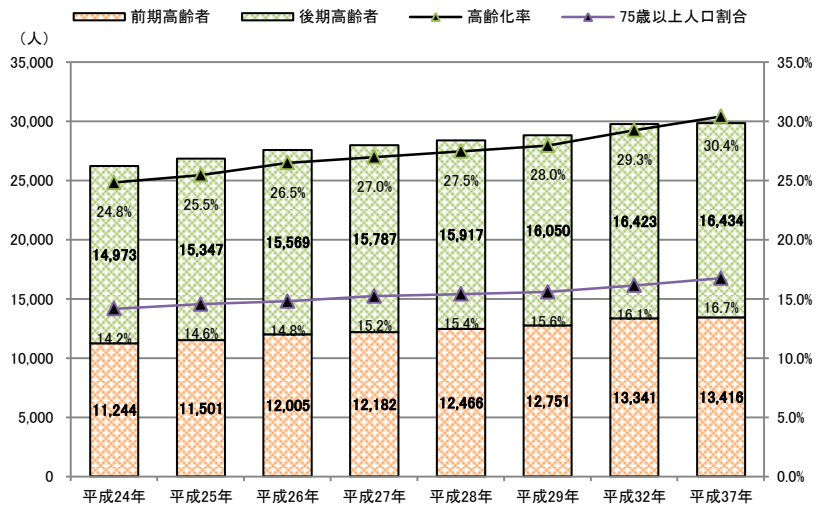
●人口の推計

平成 20 年 10 月 1 日～平成 25 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳の人口データに基づき、コホート変化率法を用いて人口推計を行いました。総人口は平成 29 年では 103,033 人と推計されますが、平成 37 年には 98,123 人と、微減傾向にあることが見込まれます。



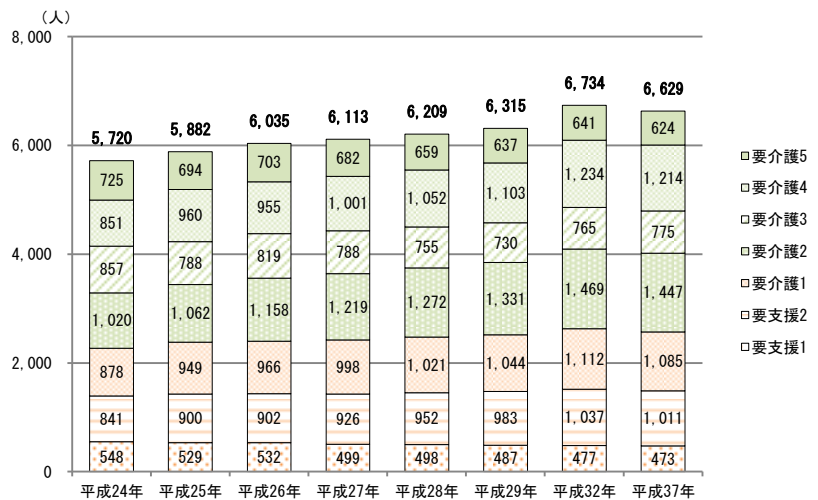
●高齢者の推計

総人口は微減傾向が予測される一方で、高齢化率は平成 29 年では 28.0%と推計されますが、平成 37 年には 30.4%と 2.4 ポイント高くなることを見込まれます。また、75 歳以上人口割合は、平成 29 年では 15.6%と推計されますが、平成 37 年には 16.7%になることを見込まれます。



●要介護認定者等の推計

要介護認定者数を、過去 3 年分の介護認定情報に基づき推計しました。平成 25 年の 5,882 人から平成 29 年の 6,315 人まで、5 年間で 433 人の増加（増加率 7.4%）が見込まれます。



高齢者保健福祉施策の概要

生きがいのある健やかなまちづくり

【基本的方針】

介護予防の普及啓発、病気を予防する一次予防や生活習慣病を早期発見・早期治療する二次予防等各種事業への参加促進を図ります。また、高齢者が介護支援のボランティア活動等を通じて、地域での社会参画や地域貢献を行えるよう支援します。

1 健康づくりの推進

- ①健康づくり推進体制の整備
- ②地域資源を活用した取組の推進
- ③がん検診・健康診査事業
- ④予防対策の推進
- ⑤生活習慣改善事業

2 介護予防の推進

【一次予防】

- ①介護予防普及啓発事業
- ②地域介護予防活動支援事業
- ③一般介護予防事業評価事業
- ④地域リハビリテーション活動支援事業



【二次予防】

- ①二次予防事業対象者把握
- ②高齢者筋力向上トレーニング

3 生きがいづくりの推進

- ①生涯学習の充実
- ②講座等の開催及び支援
- ③ふれあい・いきいきサロンへの支援
- ④高齢者クラブ活動への支援
- ⑤高齢者大学・生涯学習推進
- ⑥ボランティア育成・活動推進
- ⑦シルバー人材センターへの加入・就労促進

住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまちづくり

【基本的方針】

地域包括支援センターを中心とした地域での見守り体制の強化、医療と介護の連携等による地域ケア体制を推進します。また、認知症対策として、認知症の方やその家族等に対する支援はもとより、初期段階での発見、進行予防への取組を地域で支援する体制構築を図ります。

1 認知症施策の推進

- ①認知症に対する知識の普及啓発の推進
- ②認知症高齢者の支援体制の構築
- ③認知症に関する相談体制の充実
- ④認知症ケアの質の向上
- ⑤家族介護者への支援

2 在宅医療と介護の連携

- ①在宅療養のための仕組みづくり
- ②在宅医療連携拠点機能の整備
- ③福祉と医療の連携推進のための環境整備

3 相談支援体制の充実・見守り活動の推進

- ①鹿屋市地域包括支援センター事業
- ②地域ケア会議の推進
- ③あんしん地域ネットワーク推進事業
- ④福祉コミュニティの形成
- ⑤ボランティアの育成・支援
- ⑥在宅高齢者福祉アドバイザー整備事業
- ⑦小地域ネットワーク事業
- ⑧福祉サービス利用支援事業
- ⑨高齢者虐待防止の推進
- ⑩成年後見制度利用支援事業

安全・安心で高齢者にやさしいまちづくり

【基本的方針】

高齢者にやさしい環境整備を推進するとともに、家族構成や心身状況等により、自宅での生活が困難になった場合でも、適切な住まいが確保できるよう支援します。

1 住環境整備

- ①高齢者の住まい施策
- ②低所得者向け住まいの確保
- ③安定した住まいのための居住支援

2 安全・安心で高齢者にやさしいまちづくり

- ①避難行動要支援者支援
- ②緊急時の通報と安否確認の充実
- ③徘徊SOSネットワーク事業
- ④消費者被害防止のための啓発
- ⑤交通安全対策



高齢者の暮らしを支えるまちづくり

【基本的方針】

介護保険事業の推進や生活支援事業の実施はもちろんのこと、家族介護者への支援を行います。また、多様化する高齢者ニーズに対応するため、専門職などの有資格者の育成、介護ボランティア等の多様な担い手の育成を推進します。

1 在宅・施設サービスの充実

- ①高齢者等訪問給食サービス事業
- ②紙おむつ支給事業
- ③高齢者等生きがい対応型デイサービス事業
- ④緊急通報体制等整備事業
- ⑤高齢者住宅等安心確保事業
- ⑥在宅高齢者等介護慰労金支給事業
- ⑦福祉有償運送の推進
- ⑧高齢者入浴サービス
- ⑨敬老バス乗車貸助成事業
- ⑩交通手段の確保
- ⑪養護老人ホームへの入所措置

2 生活支援サービスの強化・充実

- ①生活支援コーディネーターの配置によるコーディネート機能の充実
- ②ボランティア等の支援担い手育成

3 福祉・介護人材の確保育成

- ①介護人材の確保育成
- ②専門職の連携
- ③多様な人材の活用促進



介護保険事業計画の概要

★介護保険制度改正の主な事項★

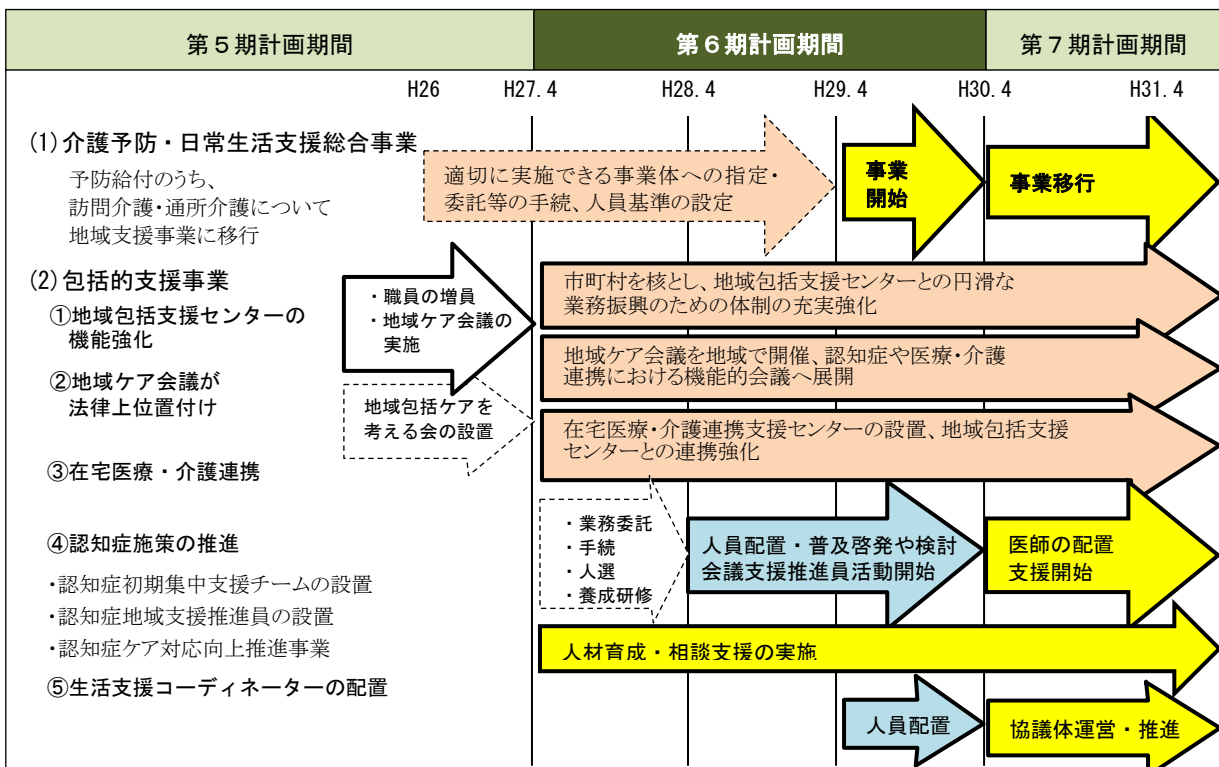
高齢化の現状を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

この地域包括ケアシステムは、今般の介護保険制度の改正において最重要事項として位置付けられており、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりです。

介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点から改正が行われ、平成27年度以降、地域の実情に合わせ段階的に施行されます。

【地域包括ケアシステムの構築】	【費用負担の公平化】
<p><サービスの充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③地域ケア会議の推進 ④生活支援サービスの充実・強化 	<p><低所得者の保険料軽減を拡充></p> <ul style="list-style-type: none"> ①低所得者の保険料の軽減割合を拡大し低所得者の保険料軽減を拡充
<p><重点化・効率化></p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行 ②特別養護老人ホームの新規入所の重点化 	<p><重点化・効率化></p> <ul style="list-style-type: none"> ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ ②「補足給付」の要件に資産等を勘案

★制度改正における鹿屋市の事業開始タイムスケジュール★



日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備を行うために設けています。

本市では、中学校校区単位を組み合わせた高隈・鹿屋中学校区、鹿屋東中学校区、第一鹿屋・花岡中学校区、田崎・大始良・旧高須中学校区、吾平地区、輝北地区、串良地区の7圏域（吾平地区、輝北地区、串良地区については、それぞれ1圏域）を設定します。

この7圏域については高齢者人口、要介護認定者数を平準化したものであり、同時に施設系・居住系サービスも一定程度整備された形となります。

これらの日常生活圏域ごとに、地域密着型サービスをはじめとする介護サービスの充実を図ります。



日常生活圏域	日常生活圏域の町内会状況
高隈・鹿屋中学校区	○上高隈町 下高隈町 ○古前城町 本町 朝日町 向江町 共栄町 新栄町 北田町 大手町 西大手町 曾田町 白崎町 王子町 打馬1丁目 打馬2丁目 東原町 上祓川町 祓川町 下祓川町 西祓川町
鹿屋東中学校区	○新川町 寿1丁目 寿2丁目 寿3丁目 寿4丁目 寿5丁目 寿6丁目 寿7丁目 寿8丁目 札元1丁目 札元2丁目 旭原町 笠之原町
第一鹿屋・花岡中学校区	○上谷町 新生町 大浦町 西原1丁目 西原2丁目 西原3丁目 西原4丁目 郷之原町 今坂町 上野町 野里町 ○花岡町 根木原町 花里町 有武町 小薄町 高牧町 海道町 古里町 白水町 小野原町 天神町 船間町 古江町
田崎・大始良・旧高須中学校区	○田崎町 川西町 川東町 永野田町 名貫町 ○飯隈町 萩塚町 星塚町 池園町 南町 大始良町 獅子目町 田淵町 横山町 下堀町 ○高須町 浜田町 永小原町
輝北地区	○百引 平南 市成 高尾
串良地区	○細山田西 昭栄 大星甫 富ヶ尾中央 中郷 串良中央 柳谷 下方隈
吾平地区	○神野 鶴峰東 鶴峰中 鶴峰西 中央東 中央町 中央麓 中央西 下名東 下名西

地域支援事業

地域支援事業の目的

地域支援事業では、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防・軽減・悪化防止するための支援と、要支援・要介護状態になった場合でも、できるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援に努めます。

制度改正より地域支援事業体系が大きく変更

●新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設

制度改正における予防給付の見直しでは、全国一律の予防給付のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、地域支援事業の中に創設された「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行し、要支援者等に対して必要な支援を行うこととなります。

本市においても、6期期間中、段階的に円滑な事業実施に努めます。

●包括的支援事業の見直し

今回の制度改正では、平成27年度以降、新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が包括的支援事業に位置付けられました。

本市においても、6期期間中、段階的に円滑な事業実施に努めます。

介護予防事業への取組

介護予防に対する取組は、高齢者が要介護状態・要支援状態となることの予防を目的として実施し、認知症予防や介護予防全般に対する意識の普及啓発を行い、地域における仲間づくりや生きがいづくりに努めます。なお、新たな総合事業における介護予防事業（一般介護予防事業）では、一次予防事業と二次予防事業を区分せず実施する等、事業形態の見直し等が必要となります。

包括的支援事業への取組

◆地域包括支援センターの適切な運営

高齢者にとって最も身近な相談窓口として、また高齢者の状態の変化に対応した継続的なケアマネジメントを行うための機能強化、地域の関係団体・関係機関、サービス提供事業者等の人的ネットワーク等の推進等、中核的な機関である地域包括支援センターの充実に向け、適切な人員体制の確保、センター間の役割分担、効率的な運営の継続に努めます。

◆地域ケア会議の充実

地域の課題解決を図る手法として、医療、介護等の多職種が協働して、地域課題を地域の関係機関等と共有し、問題解決機能の向上に努めます。医療、介護等の多職種による知識や情報の共有、関係強化を図り、地域支援ネットワークの構築に努めます。

◆在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備

地域包括ケアシステムの構築に向け、2025年を見据えた取組を一層推進していくため、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」を包括的支援事業の新たな事業として実施していきます。

地域包括支援センターの機能強化に向けて

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスをはじめ、様々なサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供されることが必要となります（地域包括ケア）。

今後、地域包括支援センターが期待される役割を担っていくために、これまで以上の機能強化を図っていきます。

その他の高齢者介護支援への取組

その他の高齢者介護支援への取組は、介護（予防）給付にかかる費用の適正化を図ることや要介護者を介護する介護者を支援することで、要介護者が安心して在宅生活を送るための支援、その他介護保険事業の運営の安定化のための事業などを行っていきます。

施設整備計画

本市においては、第1期～第3期介護保険事業計画期間にグループホーム・小規模多機能型居宅介護など居住系施設が整備され、第4期介護保険事業計画期間に、通所介護、短期入所生活介護を中心とした居宅サービスの整備、第5期介護保険事業計画期間に、介護保険福祉施設等の整備が進められたことにより、介護サービス提供体制が整えられてきました。

なお、第6期介護保険事業計画期間内における施設整備計画（地域密着型サービスを含む。）は以下のとおりです。

	事業所数	整備量	内容
認知症対応型通所介護	2か所	6人	デイサービス等において、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。
小規模多機能型居宅介護	2か所	50人	通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所	25人	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

※認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、第5期介護保険事業計画の未整備分を第6期介護保険事業計画期間内において整備するものです。

サービス給付費の推計

第6期計画期間(平成27年度から平成29年度まで)における各サービス量の見込みから推計すると、介護給付費が約279億6千万円、予防給付費が約11億5千万円となり、全体では約291億円と見込みます。

● 総給付費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護給付費	8,960,909 千円	9,314,693 千円	9,686,421 千円	27,962,023 千円
居宅サービス	3,955,858 千円	3,347,964 千円	3,557,762 千円	10,861,584 千円
地域密着型サービス	1,996,437 千円	2,946,231 千円	3,083,295 千円	8,025,963 千円
居宅介護支援	439,774 千円	456,621 千円	481,487 千円	1,377,882 千円
施設サービス	2,568,840 千円	2,563,877 千円	2,563,877 千円	7,696,594 千円
予防給付費	450,319 千円	447,019 千円	249,640 千円	1,146,978 千円
介護予防サービス	395,939 千円	393,697 千円	197,945 千円	987,581 千円
地域密着型介護予防サービス	5,552 千円	5,403 千円	5,039 千円	15,994 千円
介護予防支援	48,828 千円	47,919 千円	46,656 千円	143,403 千円
給付費計	9,411,228 千円	9,761,712 千円	9,936,061 千円	29,109,001 千円

第1号被保険者保険料の見込み

事業費の推計

第6期計画期間における総給付費に特定入所者介護サービス費等を加えた標準給付費については約309億4千万円、地域支援事業費については約9億3千万円と見込みます。

● 事業費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額	10,029,566 千円	10,358,861 千円	10,550,756 千円	30,939,183 千円
地域支援事業費	188,407 千円	215,053 千円	521,753 千円	925,213 千円

第1号被保険者の所得段階別保険料

保険料の所得段階別設定については、9段階で設定しています。第6期計画期間における所得段階別の保険料（月額）を算定すると次のとおりです。

所得段階区分別の第1号被保険者数の見込

段 階	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
第1段階	8,559	30.6	8,685	30.6	8,813	30.6
第2段階	4,111	14.7	4,172	14.7	4,234	14.7
第3段階	2,713	9.7	2,753	9.7	2,794	9.7
第4段階	2,573	9.2	2,611	9.2	2,649	9.2
第5段階	2,489	8.9	2,526	8.9	2,563	8.9
第6段階	2,993	10.7	3,037	10.7	3,082	10.7
第7段階	2,573	9.2	2,611	9.2	2,650	9.2
第8段階	1,119	4.0	1,136	4.0	1,152	4.0
第9段階	839	3.0	852	3.0	864	3.0
計	27,969	100.0	28,383	100.0	28,801	100.0

第6期における第1号被保険者の保険料＜所得段階別＞

	対 象 者	標準 乗率	保険 料率	年額基準額
第1段階	・生活保護被保護者等 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 +課税年金収入が80万円以下	0.5	0.45	32,616円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 +課税年金収入が80万円超120万円以下	0.75		54,360円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 +課税年金収入が120万円超	0.75		54,360円
第4段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.9		65,232円
第5段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超	1.0 (基準額)		72,480円
第6段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満	1.2		86,976円
第7段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上 190万円未満	1.3		94,224円
第8段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額190万円以上 290万円未満	1.5		108,720円
第9段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額290万円以上	1.7		123,216円



鹿 屋 市

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

概 要 版

平成27年3月

編集・発行 鹿屋市

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

TEL 0994-43-2111
